

○人のドイツ人グループが、「母国にもたらされた」。一九四〇年のクリスマスまでにこれらの民族グループの「帰還」は終了し、四一年二月には、ベッサラビア・ドイツ人の入植がはじまった。⁽²⁵⁾

(2) ヒムラー秘密覚書——「指導者なき労働民族」ポーランド人

ドイツ民族至上主義の現実への適用として、併合地域において以上のような諸措置が進行する。他方で、併合地から排除されて送りこまれてくるポーランド人・ユダヤ人の処理が、総督府にとっては難題となる。⁽²⁶⁾ さしあたりの占領地ポーランドで、総合的にこの課題をどのように遂行していくべきかを構想しなければならなくなったヒムラーは、一九四〇年春、「東部における非ドイツ諸民族の取扱いに関する若干の考え」なる覚書をまとめた。⁽²⁷⁾

この覚書は、五月二五日の土曜日、ヒトラーに提出された。ヒトラーはこれを一読し、「非常によくできており、正しい」と高く評価した。そして、内容のあまりの露骨さのゆえに秘中の秘とすべきであると判断したヒトラーは、わざわざ、「コピーはほんのわずかのみとすべきであり、けっしてプリントしてはならず、完全に秘密に取り扱うように」と、ヒムラーに指示した。⁽²⁸⁾

公になった場合、占領地支配に困難をもたらすようなその構想の露骨さとはなにか。ヒムラーによって東部ガウのガウライター、コッホ、フォルスター、グライザー、総督府長官フランクなどごく少数の指導部に対してのみ、ヒトラーによって承認され称賛され、したがって、正統化された「指針」として開陳されたこの極秘覚書は、つぎのようにいう。

「東部における非ドイツ人諸民族の取扱いに際しては、できるかぎりたくさんの方々の民族を識別し、対処するようにしなければならない。すなわち、ポーランド人とユダヤ人のほかに、ウクライナ人、白ロシア人、ゴ

ラル人、レムケ人、カシユープ人といったものを識別するように気をつけなければならない。これ以外にどこかほかに民族の碎片がみいだせるときは、これらと同じようにしなければならない。

私がここで言いたいことは、われわれが東部の住民をひとまとめにすることに関心があるのではなく、むしろその逆に、可能なかぎりたくさんの方々の部分とかけらにバラバラにしてしまうことに最大の関心がある、ということなのである。

しかしそれだけではなく、これらの個々の民族自体の内部においても、われわれは、それを統一させたり大きくさせたりするのではなく、つまり、彼らに民族意識や民族文化を漸次的にもたらしたりするのではなくて、むしろそれを無数の小さな小片や粒子に砕いてしまうことに、関心をもつのである。⁽²⁹⁾

これは、さきにみたような自民族強化策の見地、すなわち「人種的・精神的・民族的・政治的」に一致団結した強大なドイツ民族（「民族同胞」、「民族共同体」なる内的な水平的統合理念を核として）をつくりあげるといふ建設的・積極的目標を背後に堅持したうえで、ポーランド人をはじめとする東欧諸民族をバラバラのできるかぎり小さな民族的碎片に解体し、弱体化させることを、明確に表明したものにほかならなかった。これら諸民族の扱いは「分断して統治せよ」の階層秩序的な適用であった。ゴラル人、マズール人といった少数民族、そして総督府に当初六〇万人から七〇万人いたウクライナ人は、「スラヴの劣等人種」と軽蔑したポーランド人よりもいくぶん寛容に取り扱った。とくに最初、ウクライナ人については、この段階での不可侵条約の相手であるソ連のことを配慮して相対的に優遇した。⁽³¹⁾ それはまた、ポーランドの「カトリック教徒の団体がユダヤ人との協働のために活動している」といった対抗的努力、ポーランド民衆のなかで「反ユダヤ主義が後退した」といった現象、⁽³²⁾ すなわち、宗教的にも多様な被抑圧諸民族の連帯と統合の気運や努力を粉碎しようとするものであった。

ポーランドの代表的研究は、ヨーロッパ・ユダヤ人のなかで最大規模の被害者であるポーランド・ユダヤ人の問題を考える視角と関連して、その点をつぎのようについて。ポーランド住民の一部分であるユダヤ人の運命は、大きなヨーロッパ的なユダヤ人の悲劇の一部分であるが、同時に、占領されたポーランドの歴史の総体的な状況の一部に属する。多くの研究ではこの関連性が認識されていない。このことは疑いもなく、ドイツの占領者がポーランド人とユダヤ人を広範囲にわたって相互に孤立化させた、という事実由来している。⁽³³⁾ この見方は、本書と立場を同じくする。すなわち、多くの研究は、占領者がその支配の諸目的からして一般（キリスト教）ポーランド人とユダヤ人を峻別したことの意味を認識していないという彼の批判について、共鳴するものである。

ともあれ、ヒムラーの考えには、**バラバラの東欧諸民族を無知蒙昧で従順な労働奴隷として支配下におき、その最底辺に、労働奴隷としての役割さえも否定して支配下の地域から排除すべきものとして「少数民族」⁽³⁴⁾ ユダヤ人を位置づける、という諸民族の階層的序列化の理念ないし構想があった。**人はたとえ労働奴隷であっても、追放され迫害されるユダヤ人よりはまだまだましである、ということになる。そして、この諸民族の階層的序列化とその全構造のドイツ民族による支配という理念こそは、状況の変化や支配領域の拡大と縮小にともなう諸民族の取扱いの変遷にもかかわらず、ヒトラー、ヒムラーなどに一貫していたことであった。その意味で、ヒトラーやヒムラーの発想を、単純な東方民族絶滅論と規定するのは、彼らの思想（ドイツ民族主義）の動態的な基本的構造を見落とすものであろう。⁽³⁵⁾

ヒトラーの「わが闘争」（公刊されてはいるがあまりきちんと、とくに批判的、分析的には読まれない）から、「政治的遺言」（秘密）にいたるまで一貫している手法から明らかなように、**諸民族の階層的序列の最下位にユダヤ人（ユダヤ民族）を位置づけ、特別扱いすることは、逆にいえば、社会の諸矛盾、戦争その他、すべての悪しきもの、みずから（ドイツ民族主義）の生存上のすべての危険、みずからに敵対するものすべてのものの生みの親、原因、主導者などを、ユダヤ人（民族）ないしユダヤ人（民族）の影響下にあるものとするものである。**それは、諸民族・諸国家からなるヨーロッパのキリスト教的伝統の社会にひそむ、反ユダヤ感情・反ユダヤ主義という共通項の抽出であり、それによって水平的統合の武器を鍛え直すことであった。「ユダヤ人はヨーロッパから出ていかなければならない。われわれがそうしなければ、ヨーロッパの和解は達成できない」と。⁽³⁶⁾

ドイツを頂点とするヨーロッパの垂直的統合が基軸である。そのヨーロッパ新秩序の前衛としてのドイツ民族主義のもろもろの敵・敵対的な諸要因・敵対的な諸勢力を、階層的に序列化し、最頂点に、あるいはそのもつとも極端なもの、最右翼にあるものとしてユダヤ人（民族）を位置づける。この部分だけを切り離してみれば、ヒトラーの最大・究極目標が、ユダヤ人迫害・ユダヤ人問題の「最終解決」（ヨーロッパ世界を「ユダヤ人問題から最終的に解放」という大義名分）にあったかのような外観、つまりは転倒した外観が生じる。そして、この表面的な外観に、多くの研究者、歴史解釈がいまなお幻惑されているだけでなく、当時にあつては、ヒトラー・ナチスのユダヤ人攻撃の外観的・非本質的現実にも多くの民衆が幻惑させられたのであった。⁽³⁷⁾

ともあれ、無知蒙昧で従順な労働奴隷の創出のために、「東部の非ドイツ人住民には、四年制の国民学校以上の高等な学校は与えてはならない。そして、この国民学校の目標は、たんにつぎのことではなければならない。すなわち、せいぜい五〇〇までの数を数えられる簡単な算数、名前が書けること、ドイツ人に従順で、正直で、勤勉で、そしておとなしいことが神の掟だという教え。読むことは、私には必要ないと思われる」と、ヒムラーはいう。⁽³⁸⁾

ユダヤ人を階層序列の最底辺におき、排除することについては、ヒムラーはつぎのようについて。「ユダヤ人という概念自体が、全ユダヤ人をアフリカへ大規模に移住させ、その残りはひとつのコロニーに移住させるといふ可能性によって、完全に消え去ってしまうのを見たいと望んでいる」と。⁽³⁹⁾

ドイツ民族が、諸民族の階層的序列を上から下に串刺しにして、全体として支配・統治することが基軸目標であ

った。その際、ユダヤ民族を最底辺に位置づけることは、ドイツ民族を頂点におくという秩序構想・支配構想（ドイツ民族至上主義）の全体が成立するための、不可欠の手段としてであった。具体的な最底辺の民族なくして、具体的な頂点の民族は存在しない、そのような相互関係においてであった。しかも、このような内実をもった階層秩序理念は、その担い手においては、「誤った主人の見地からではなく、われわれが人種的な認識と、ゲルマン的な高潔さや価値への思念によって獲得した強さの意識にもとづく前進」として、心安らかに気高く正当化されるのである。

そして、ここで見落としてはならない決定的に重要な点は、ユダヤ人を排除した後に残るもの、すなわち、ポーランド人をはじめとする「指導者なき労働民族」こそ、ドイツ第三帝国が必要とするものであったということである。ソ連攻撃開始後、広大なソ連占領地を確保し、それを将来的にドイツ支配下におくことを構想した段階に、「指導者なき労働民族」の範囲と定住地とが構想のうえで新たな展開をみせるとしても、基本的姿勢自体に変化があるわけではない。

「指導者なき労働者民族」について、ヒトラー自身は、一九四〇年一〇月の秘密会議で、フランク、シーラッハ、コッホ、ボルマンなどに対して、つぎのようにいった。⁴³ 総督府に他地域からポーランド人やユダヤ人が送りこまれてきて、どれほど人口密度が高くなるうが、「そんなことはまったくどうでもいいことだ」。ラインプロヴィンツやザールラントははるかに人口密度が高い、なぜ、総督府の人口密度がそれより低くなければならぬのか。

ライヒの労働力調達の観点からは、つぎのようにもいう。ザール地方でもザクセンでも、そこに住んでいる人々は、その土地だけで生きることができず、機械などを製造し輸出して、必要不可欠な生計費を稼いでいる。総督府のポーランド人は、わがドイツ人の民族同胞のような能力ある労働者ではない。また、そうあるべきでもまったくないのだ。彼らが生活できるためには、彼ら自身の労働力を、すなわち、いわば自分自身を輸出しなければならぬ。

このだ。つまり、ポーランド人は生計費を稼ぐためにライヒにやってきて、農業や道路やその他の低級な労働に従事しなければならぬ。だがもちろん、彼らの住まいの場所は、ポーランドのままとする。なぜなら、「われわれは彼らをドイツのなかに定住させたくはまったくないし、わがドイツの民族同胞との混血など御免だからだ」と。

ポーランド人は、「わがドイツ人労働者と違って、まさに低い労働向きに生まれついているのだ」。ドイツ人労働者には、すべての向上の可能性が与えられなければならない。しかし、ポーランド人には、そんなことは決して問題にはならない。それどころか、ポーランドの生活水準は低くなければならず、低く維持されなければならないのだ。総督府は、けっして、必要な工業生産物を全部ないし部分的にみずから製造するようなまとまりのある統一的な経済領域にすべきではなく、低級な労働（煉瓦製造、道路建設など）の労働力の貯水池とすべきである。

スラヴ人のなかには、「彼らに本来的であるもの以外のものを入れることはできないのだ」。ドイツ人労働者は生来、全体として努力家であり勤勉であるが、ポーランド人は生まれつき怠け者なので、労働に駆り立てなければならぬのだと。しかし、必要な労働者をライヒに連れてくるにしても、「無条件に注意しなければならないことは、いかなる『ポーランド人の主人』もいてはならないということである。ポーランド人の主人がいれば、そのようなものは、厳しく鞫くかもしれないが、殺されるべきである」と、文字どおり、ポーランド人指導者の殺戮を明言する。⁴⁵

「ポーランド人のためには、一人の主人だけを許す、それはドイツ人だ。二人の主人が並んで存在することはありえず、許されもしない。だから、ポーランド人インテリのすべての代表は、殺されなければならない。これは冷酷に聞こえるが、しかし、それこそ生存の法則だ」とも。

ポーランド人民衆は、ドイツの労働予備軍となつていて、そこから利益を得てきたのだとする。なぜなら、「われわれが彼らを健康に保ち、彼らが飢えないように配慮してきたから」だった。それは最底辺のユダヤ人民衆の飢

餓、殺戮と対比するかぎりでのみ、強弁しえたといふべきであらう。しかしともあれ、奴隸的狀態に甘んじるようにし、「アナーキストやコミュニストになることを防ぐ」ために、ポーランド人が彼らのカトリックの信仰を保持するとすれば、それは「まったく彼らにとって正しいこと」だった。したがって積極的にポーランド人司祭に生計の道をドイツが与えることによって、ドイツの支配機構に組みこむことを方針とする。司祭たちは「われわれから金をもらい、その代償にわれわれが望むとおりに説教しなければならなくなる」。もしある司祭がこれに反する行動をとれば、「あっさりとかたづけただけだ」。「司祭どもは、ポーランド人を静かに愚かに、愚鈍に保っておかなければならないのだ。このことが、まったくわれわれの利益になるのだ」と。

総督府長官フランクは、原則としてならこれに異議を唱えるものではなかった。しかし、民政統治の日常からして、すなわち、ポーランド人民衆の生活難、不満、抵抗の諸形態に直面して統治を行なう以上、たとえば、具体的な賃金問題などでは自分の苦勞を強調する。「ポーランド人がドイツであまりにもわずかしが稼がないため、マルクも家族に送ることができない。それでもって、ドイツで生活する労働者の家族の生活を維持しなければならぬ」と。

これに対して、ガウライターのコッホは、ポーランド人農業労働者はドイツ人の農業労働者の賃金の六〇%を手に入れては、ポーランド人の賃金はもっと低くなければならないとして、現状でも十分妥当なのだとした。コッホの判断では、ポーランド人が賃金をきちんと故郷へ送っていないのが問題なのであって、賃金の一部を強制的に総督府に振りこむようにすればいいというのである。ヒトラーもコッホに同調して、一年のうち数日しか、肉つき、食事を食べられないようなたくさんのドイツ人の農民と農業労働者の低い生活水準のことを考えるべきであると、総括的につきのようという。最低のドイツ人労働者、最低のドイツ人農民でもかならず、すべてのポーランド人よりも一〇%以上は経済的に良い状態にしなければならない。また、ドイツ人労働者が一般的に、八時間以上働

くことは、ふたたび正常な状態になれば望みはしないが、そのようなドイツ人労働者よりも、ポーランド人がたとえ一四時間働いたとしても、わずかしが稼いではならないとも。

総督府長官フランクは、「指導者なき労働民族」としてのポーランド人の位置づけと、そのもとにあるユダヤ人の位置づけをみずからの職務達成と支配政策の手段として活用する。一九四二年八月一五日、フランクは、ナチ党の総督府地区政治指導者を集めた会議で結語を述べた。時は、スターリングラード、コーカサスへ向けての新たな総攻撃が進行中のことであり、全国家機関が総力戦に向けて全神経を集中しようとしているさなかであった。総督府の経済的建設の必要、ライヒから総督府への工場の移転、および総督府におけるナチ党の役割を述べ、つぎのように入った。

党の主要課題は、ライヒドイツ人と民族ドイツ人の「めんどろをみること」である。ポーランド人に対しては、「状況は独特なもの」である。長期的観点と短期的観点を区別すべきであった。すなわち総督府は、「まがりなりにも見通しがつく数十年のうちに、純然たるドイツ人定住地になろう」が、しかし他方で、目下の戦争中はポーランド人の労働がなお必要なのであり、「労働力を維持しておくことはライヒの利益なのだ」。他方で、党・国家の指導部のなかでも総督府の窮迫度や統治の困難さに疎いもの、内地の窮迫に主として関心があるものは、フランクのやり方に異論や不満をもっていた。

そのような「ベルリンのたくさんの扇動者」は、総督府がポーランド人を大切にしているかのようにいう。フランクは、それがいかに見当はずれであるかを強調する。だが厳然たる物質的・精神的窮迫の圧力は、その解消の手段を具体的にみいださなければ減少しない。だからこそ、一方で「ドイツの政治の利益のために、ポーランド人とユダヤ人の間にある緊張関係が堅持される」ように配慮しつつ、他方でユダヤ人に対しては、その一部が熟練労働者としてまとめられ、あるいは集団労働者として利用されたことがあったにしても、「いかなる同情の余地も

存在しない」ということになるのである。⁽⁵¹⁾したがってここからも、総体的な国家機関の戦争努力の一環として、まずはユダヤ人大量虐殺が猛烈な勢いで進行していくことは必然となる。

しかし、ポーランド人民衆についても、ユダヤ人民衆の運命とくらべて絶対的な保障の壁があるわけではない。そもそもドイツのために労働を提供するかどうかが問題であった以上、後にもみるように独ソ戦膠着化・敗退のなかで食糧事情が悪化してくるに従い、そして、ユダヤ人を大量に虐殺してしまった後では、ドイツの役に立たないポーランド人からの食糧剥奪が当然のごとく日程にのぼることになるのである。ヒエラルヒッシュな処置の構造はここに貫徹する。「ヒトラーのための飢餓⁽⁵²⁾」は、ポーランド人においても全般化するようになる。

一九四二年一月、北アフリカ戦線で大敗北を喫し、ついでスターリングラード攻撃軍が逆包围され、そのまま年を越した一九四三年初め、総督府の治安担当次官クリューガーは、治安関係会議でつぎのようについて。「全治安状況の取扱いにおいて、ポーランド人とウクライナ人の食糧問題と職業問題が決定的である」。総督府の非ドイツ人は推計で約一六〇〇万人であるが、ライヒが食糧部門で提起している巨大な諸要求のもとでは、この一六〇〇万人を養うことは無限に困難、というよりおそらく不可能である。他方、一六〇〇万人のうち約八〇〇万人は、ドイツライヒのために、戦争経済、防衛経済、軍需工業のために仕事をしている。このようなものは、労働力を提供できるように養わなければならない。そこで、ライヒの代表者が食糧問題の困難さを顧慮して提起したのは、この地域の二〇〇万人の間を、食糧バランスから実際的に取り除いてしまい、ドイツの利益のために働いているもののみ、いくぶんかの食糧を与えるようにしてはどうかという問題であった。⁽⁵³⁾

総督府の行政担当者たちは、そのようなことをすれば該当者をただちに抵抗運動の側に押しやることになる、といった治安上の配慮などから、二〇〇万人のポーランド人に食糧カードを与えないというこの提案は誤りであるとして反対した。⁽⁵⁴⁾しかしともあれ、はやくもこの段階で総督府ポーランドの民衆に対しても、ナチ・ドイツの発想

にもとづく問題処理は、ここまで徹底してきているのである。

(3) 諸民族の階層秩序構想と「ユダヤ人」

ドイツライヒによるヨーロッパ諸民族の階層秩序的支配を構想するヒトラー・ナチ国家指導部は、その目的の達成においては、もちろん公には不利・不必要な言明を冷徹に避ける。一般のポーランド人、とくに総督府治下のポーランド人をはじめとする東欧諸民族を、従順な労働奴隷として活用するためには、ドイツ支配の真の目的がユダヤ人の排除にあることをイデオロギーの面だけではなく、実際の行動の面でも具体的に、民衆生活からの隔離・排除がはっきりとわかるように示すことにならざるをえない。具体的には、後述するように一般民衆のなかで、従順さがなくなればなくなるほど、また反抗の気運が盛りあがればあがるほど、⁽⁵⁶⁾ユダヤ人に対する処置はゲットー化などの諸形態で公然化し、内実において苛酷化していく。⁽⁵⁷⁾

一般のポーランド人や東欧諸民族に対しては、実際に彼らを「労働民族」として位置づけていることなどは、実態がそうであればあるほど逆に、けつて漏らすべきではなく、表面にでてくるべきものではなかった。⁽⁵⁸⁾一九四三年ともなればポーランド人民衆のなかに、ユダヤ人を絶滅した後では、ナチス・ドイツが同じような方法でポーランド人をこの地域から追いだし、ユダヤ人と同じように肅清することを企てるであろう、との洞察が広まった。⁽⁵⁹⁾しかし、抑圧の現実的執行と、抑圧の露骨な意図が公然と表明され周知のものとなることとの間には、統治効果上、決定的な差がある。表面にでてくるべきものは、幻覚作用を大衆的に発揮する言説と現象と行為であり、その対象は具体的なもの、ユダヤ人でなければならなかった。⁽⁶⁰⁾

「ユダヤ人疎開、ユダヤ人の絶滅」についても、ポーランド人民衆のなかや抵抗運動のなかに風評として流れていても、その執行者自身が具体的内実(肉体的絶滅)を公的に語ることはしない。ヒムラーは一九四三年一〇月、

ポーゼンにおいて親衛隊幹部に対していう。そのことについて、「われわれのなかでは、まったく公然と語るべきである。しかし、にもかかわらず、公には、けっしてそれについてしゃべらないであろう」と。任務遂行と秘密厳守に関して、レーム肅清事件を例に親衛隊内部の動揺の萌芽・不服従の兆候を峻厳にみつとることを示唆しながら、つぎのように説明する。「われわれは、一九三四年六月三〇日に、命じられた義務を遂行し、過ちを犯した同志を壁に立たせ、射殺することをちつとも躊躇しなかった。おなじように、そのことについてかつてまったくしゃべらなかつたし、今後もしやべることはけっしてないであろう」と。⁽⁶¹⁾

それでは、ドイツ民族を頂点とする諸民族の階層秩序的支配の意図は、外部に漏れなかつたか。ナチ指導部が意図したように、国家諸機関の構成員の胸のうちにだけしまわれていたのか。そうではなかつた。この点、のちに東方占領地域大臣に就任するローゼンベルクが統治の困難に直面して、ヒトラーに苦言を呈し、しかるべき処置（フューラー令の発布）を求めている文書が明確に述べているので、それを見ておこう。

これによれば、この場合ウクライナを中心にあるが、占領下の民衆を「鞭でもって、ニグロのように取り扱われるべき植民地民族だ」とか、「最大限、ずっと愚鈍にしたままでなければならぬ奴隷民族だ」とか、あるいは「彼らをバラバラに対立的に導くために、教会やゼクテを創りだす」などといったことが、「いたるところで公然としゃべられている（強調、原文のまま、以下同様）」と。すくなくとも占領統治機関の下部においては、ローゼンベルクが危惧するほど、支配されている住民の「どんよりした絶望感を引き起こすような」支配意図の露骨な公言が、「フューラーによって承認された指令にもかかわらず」、目にあまるものとなつていた。⁽⁶²⁾

彼は、このような頻繁に誇示された軽蔑的態度が、すべての他の諸措置よりも、労働意欲に対してしばしばかなり悪い影響を与えている、との報告を受け取っていた。国防軍最高司令部の要請は、軍事的観点と占領地統合の観点との狭間で「部分的に矛盾する」ものであつたが、ともあれ緊急の要請として、サボタージュやギャング団の結

成などを阻止するために、ウクライナ住民を満足させることに関心を払うようローゼンベルクに求めていた。⁽⁶³⁾

反感を買う露骨な言説をばらまくものが、イギリスのインド統治を例にとるのは「まったく誤っている」と彼はいう。なぜなら、イギリスはインドの大部分を搾り取り、権力グループに細分したが、「分断し搾取していることをけっして公然とは語らなかつた。むしろ逆に、どれほどの恵みをこの国にもたらしたかを、何百年来、強調してきた。ちよつとした負担の軽減などをやって、そのような宣伝が入りやすい出発点さえもつくつてきた」からであつた。結論的に、彼はいう。「内政的には、ほかのものとは対立するわれわれの意志をもつとも公然たる攻撃的形態で全国民に告げなければならぬ。しかし政治指導は、東部では、すなわち、必然的な苛酷さがドイツ政治によって厳命されるようなところでは、無口でなければならぬ。支配されている住民をおそらくは侮蔑することになるような判断を、口にしないようにしなければならない」と。

ところで、ドイツ民族至上主義の新秩序樹立は、その運動の初発から、そしてその体制の確立以降も、ヒトラーの『わが闘争』という書名自体が端的に一言で表わしているように、さまざまな敵対的諸勢力との巨大な政治闘争なくしては、さらにその極限的形態としての武力的・軍事的闘争なくしては、実現できないことであつた。このようなドイツ民族至上主義の思想・運動・体制における敵、ないし敵対的諸要因⁽⁶⁵⁾を、ヒトラーははじめナチ指導部は、ユダヤ人・ユダヤ民族ないしその影響下にあるもの、つまりユダヤ的なものに「還元」し、それで概括する。

ヒトラーは、ドイツ民族至上主義の体系に対するすべての敵対的な現象・勢力を究極的に「還元」できるものとして、ユダヤ民族を措定する。マルクス主義、共産主義、インターナショナルナリズムは、ナチズムに反対する。したがって、ユダヤ的なもの、ユダヤそのもの、ユダヤ的ボルシェヴィズムということになる。自由主義、個人主義も、その普遍的な形ではナチズムに反対する。したがって、ナチズムに反対するような自由主義、個人主義は、ユダヤ的なものであり、ユダヤ的自由主義であり、ユダヤ的個人主義であるということになる。

つまり、ナチズムに反対し敵対するもの、これに特定の民族なるものの名称をかぶせると、ユダヤということになるのである。ユダヤが事実において民族であるかどうか、それはヒトラーにとって基本的な問題ではない。ドイツ民族至上主義からすれば、それを民族と規定することが重要なのであり、必要なのである。ヒトラーはつぎのようにもいう。「われわれがユダヤ人種という場合、それはただたんに言葉の上での便宜主義からである。というの

は、言葉の本来の意味からしても、また、遺伝学的観点からしても、ユダヤ人種なるものは存在しないからである。さまざまな事情が、われわれをして、この符号をつけざるをえないようにしているのである」と。⁽⁶⁶⁾
ヒトラーとナチスの言明を注意深く検討すればわかるように、「ドイツ民族のため」と自認する彼と彼の党派の、すべての敵概念の具象化したものとしてユダヤ人・ユダヤ民族が設定され、規定されている。ヒトラーにとっての現実的問題は、ドイツ民族至上主義（民族帝国主義）の理念と行動に対するあらゆる種類の敵なのであり、「ドイツ民族のため」に闘争の状況に応じてそれを打倒・殲滅していくことなのである。生活全体の民族至上主義的変革のプロセスにおいて、その一環として各生活分野の非ユダヤ化が進行する。⁽⁶⁷⁾

ヒトラーの思想の単純にして一貫した原理、「わが闘争」の全編を流れる基本的発想は、このようなものであった。ヒトラーは、第一次大戦以前から、膨張的・帝国主義的ドイツ民族主義のもつとも断固とした敵が、マルクス主義陣営であることを、理論だけではなく豊富で激烈な生身の闘争体験で知っていた。⁽⁶⁸⁾「わが闘争」全編を貫くものはそのかぎり、ドイツ民族主義に敵対するマルクス主義の殲滅という問題意識、闘争目標の提示でもあった。

それは「わが闘争」の叙述、ヒトラーの闘争的立場、また権力掌握後の具体的措置の進展、すなわち、ドイツ共産党の非合法化、ドイツ社会民主党の解体禁止といったマルクス主義勢力鎮圧の諸課題を国内的に完遂して、公然たる敵対勢力がすくなくとも内政的には存在しなくなった段階で、反ユダヤ法を制定し、ユダヤ人の排除を法的なものとして公然化するといった進展を貫くものであった。⁽⁶⁹⁾

ヒトラー政権誕生当日の最初の閣議で議論になったのは、漠然たるユダヤ人排除の方策ではなく、「その背後にいる六〇〇万の人間を禁止することは不可能」とせざるをえない共産党を、「深刻な内政的闘争やありうべき総罷業」が勃発しないようにしながら、いかにして禁止するかということであった。⁽⁷⁰⁾それは、「一九一四年、一九一五年にマルクス主義の毒蛇の頭を決然と踏みつぶす方策にでなかったために、われわれは一九一八年に流血の報いを受けたが、同様に、一九二三年春にマルクス主義的売国奴と国民屠殺者の陰謀を最終的につぶしてしまふ機会を逃したことは、やはり呪うべき報いをもたらさずにはおかなかった」とみることの、実践的・理論的帰結であった。冷戦思考のもとでは、ヒトラーにおけるマルクス主義とユダヤ人の位置づけの相違が曖昧にされる。ヒトラーは、「マルクス主義清算の手抜き」なるテーマのもとにつきのように述べる。

「もし一九一四年にドイツの労働者層が、その考え方の傾向からみて、マルクス主義者から成り立っていたならば、戦争は三週間で終わっていたに違いない。ドイツは、最初の兵士が国境を越えるか越えないうちに、崩壊したに違いない。だがそうではなかった。当時、ドイツ国民がやはり闘ったということは、マルクス主義的妄想がまだまだ最後の底の底までも腐食しえなかったことを証明するものであった。しかし、戦争の経過とともに、ドイツ労働者とドイツ兵士とがふたたびまたマルクス主義の指導者の手中に逆戻りするとともに、それに比例して彼らは祖国から失われていったのだ。もし戦争のはじめに、あるいは戦争中に、この一万二〇〇〇人か一万五〇〇〇人のヘブライの民族破壊者を、あらゆる階層と職業からた何十万というわが最良最上のドイツ労働者が戦場で被らなければならなかったように、ひとたび毒ガスのもとにおいていたなら、そのときには、戦線における幾百万の犠牲も無駄にはならなかったであろう。その逆なのだ。適切なときに、この一万二〇〇〇〇人の無頼の徒を片づけておいたなら、おそらくは、立派なまた将来のために貴重なドイツ人の生命百万

を救うことができたかも知れないのだ。……」。

しばしばこの毒ガス云々の箇所は、後年のユダヤ人大量虐殺を意味するものとして引用される。たとえばヒルグルーバーは、ユダヤ人を「遠ざける」という構想でヒトラーがなにをしようとしていたかを示すものとして、ここに引用した「もし戦争のはじめに」以下の一節をあげる。⁽⁷³⁾しかし文脈上は、マルクス主義者を戦争勃発時までには排除することを述べているのであって、ユダヤ人排除をいっているのではない。「ヘブライの民族破壊者」とヒトラーが規定しているからといって、また「毒ガス」で殺戮されることになったのがユダヤ人だからといって、「両者あるいは二つのことを混同するのは誤っている」。

ともあれ、ドイツ軍は一九四二年一月、東部戦線において「ユダヤ的ボルシェヴィズム」に手痛い敗北を喫した。他方で、アメリカ合衆国が、日本の真珠湾奇襲攻撃によって参戦し、イギリスの背後を支えるものとして、いよいよ脅威を増してくる。この敵もまた、敵であるがゆえに、ユダヤの影響を受けたもの、ユダヤ的なものと規定される。連合国宣言の発せられたのは、この一九四二年一月であったが、これによって地球をとりまくグローバルな反ドイツ・反枢軸戦線が形成されたことを、「ユダヤの包囲の完成」という。

このように、第二次大戦の総力戦化は敵の強大化として、ドイツ民族至上主義的に表現すれば、軍事戦線におけるユダヤ勢力の反撃の強大化として、ヒトラー・ナチスに迫ってくる。軍事戦線において敵を殲滅することがドイツ国防軍の任務であるとすれば、すなわちナチ・イデオロギーの還元法によるユダヤ的ボルシェヴィズムのソ連と、ユダヤ的なイギリスやアメリカを敵にして、打倒することが国防軍の任務であるとするなら、戦争に勝利するためのもうひとつの戦線、内的な敵、支配領域・占領地域の反体制的な諸勢力・反体制的諸潮流を殲滅する任務は、親衛隊ライヒ指導者ヒムラー指揮下の警察機構である。この内的な敵は、これまたナチ・イデオロギーで簡単

に概括すれば、ユダヤ民族、ユダヤ的な勢力ということになる。

反体制的諸潮流を強大化する事情が増大すればするほど、裏返せば軍事戦線での悪化や劣勢化の段階ごとに、内的政治的敵、支配領域内の敵への攻撃、その象徴・代表としてのユダヤ人への攻撃が先鋭化する。その攻撃は、なによりもまず自覚的抵抗勢力に対する攻撃、すなわち、ボルシェヴィズムの抵抗運動やその他の潮流のレジスタンスに対する攻撃である。⁽⁷⁴⁾しかし、無抵抗で従順な宗教的大衆に対して、報復攻撃は集中する。先取りすることになるが一言すれば、ヨーロッパ・ユダヤ人一〇〇万人のうち、もっとも大量に、また比率のうえでも最高に虐殺されたのは、完全なドイツ支配下の、したがって、もっとも抵抗力の弱い状況下のポーランド・ユダヤ人であった。約三人の被害は、それにくらべれば比率的には低いものであった。権力状況の違いが

独ソ戦開始直後の一九四一年七月、ゲーリングがライヒ保安本部のハイドリヒに対してユダヤ人問題の全ヨーロッパ的解決の方策を樹立するように求めたのは、独ソ戦の開始によって文字どおり軍事戦線がヨーロッパ全域に拡大したからであり、ドイツにとっての敵の規模と範囲が全ヨーロッパ的になったことの反映である。それは同時に、第一次大戦の経験からしても、治安秩序の危機要因を飛躍的に増大させるからでもあった。⁽⁷⁵⁾

そして、その「ユダヤ的な」外敵の反撃が開始され、ドイツ軍が前線で打撃をこうむる一大転換点、一九四一年一月から四二年の年頭において苦境に陥ったとき、ナポレオンの敗北を連想させる冬將軍の到来とソ連の正規軍・パルチザンの反撃にさらされるドイツ大軍の困難な越冬状況のなかで、ヴァンゼー会議が開催される。ユダヤ人問題「最終解決」の具体化にとりかかる全体状況と問題の位置づけは、このようであった。

ドイツ第三帝国の ソ連占領政策と民衆 1941—1942

永岑三千輝 著

